

地球温暖化対策実行計画

平成22年4月

大曲仙北広域市町村圏組合

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景
2. 計画の目的
3. 基準年度・計画期間・目標年度
4. 対象範囲
5. 対象とする温室効果ガス

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量
2. 要因別の排出状況
3. 組織別の排出状況
4. 削減目標

第3章 具体的な取組

1. 財やサービスの使用に当たっての取組
2. 財やサービスの購入に当たっての取組
3. 廃棄に当たっての取組

第4章 推進と点検・評価体制

1. 推進体制
2. 点検・評価体制
3. 進捗状況の公表

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

地球温暖化問題とは、人の活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に増加することにより、地球全体として、地表及び大気の温度が現在よりも上昇し、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすものであり、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、まさに人類の生存基盤に最も重要な環境問題の一つです。

この地球規模の温暖化防止に向けて、平成9年（1997年）に気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された京都議定書が平成17年（2005年）に発効されました。これによりわが国は平成20年（2008年）から平成24年（2012年）の5年間に、国内の温室効果ガスの排出量を平成2年（1990年）レベルから6%削減することを約束しました。

一方、国内においては京都議定書の採択に伴い、平成10年（1998年）に地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画（実行計画）の策定を義務づけた「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されました。

このようなことを受け、当広域でも自らが地球温暖化対策に率先して取り組んでいくために「地球温暖化対策実行計画」を策定することとしました。

2. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものです。

当組合の事務及び事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けて様々な取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成20年度とし、計画期間を平成22年度～平成26年度までの5年間とします。

目標年度については、平成26年度とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 対象範囲

本計画の対象範囲は、本組合が行う全ての事務及び事業全般とします。ただし、災害発生時及びこれに付随したやむを得ない場合については対象から除外するものとします。

対象施設（平成22年度）

〈事務部局〉	
事務局管理課	
介護保険事務所	
角間川更生園	
斎場	中央斎場
	南部斎場
	北部斎場
へい獣保冷センター	

〈消防〉	
消防本部	
大曲消防署管内	大曲消防署
	東分署
	南分署
	西分署
	西仙北分署
	協和分署
角館消防署管内	角館消防署
	田沢湖分署
	中仙分署
	西木分署

5. 対象とする温室効果ガス

日本における温室効果ガス排出量の内訳（2007年実績）において、二酸化炭素排出量が約94.9%を占めていることから、本計画で削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とします。

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量

基準年度（平成20年度）の温室効果ガス排出量の算定に当たっては、以下の算定方法を用いることとします。

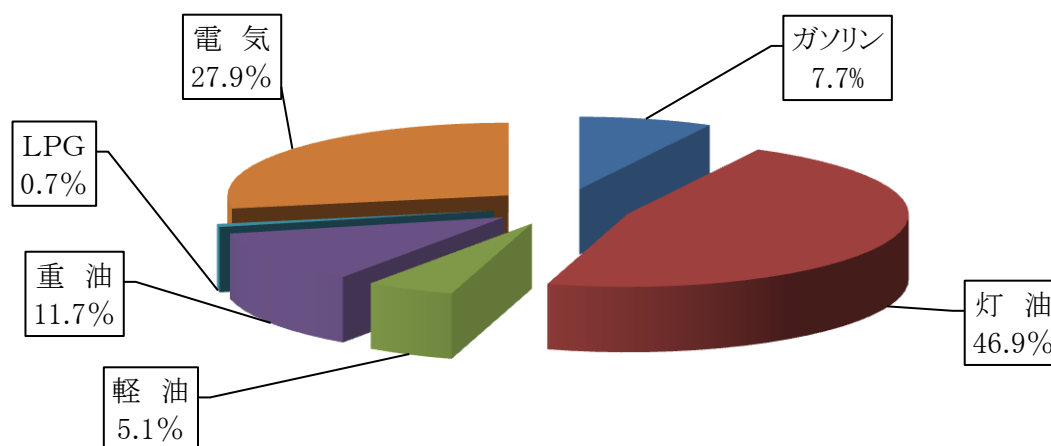
【算定方法：温室効果ガス（CO2）の排出量＝各燃料使用量×排出係数】

調査項目	単位	年度使用量	排出係数	温室効果ガス排出量 【単位：kg】	割合 (%)	
燃料使用量	ガソリン	L	42,888	2.322	99,585	7.7
	灯油	L	244,691	2.489	609,035	46.9
	軽油	L	25,359	2.619	66,415	5.1
	重油	L	55,850	2.710	151,353	11.7
	L P G	m3	5,400	1.671	9,023	0.7
電気使用量	kWh	821,232	0.441	362,163	27.9	
温室効果ガス総排出量					1,297,574	100.0

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成20年度の温室効果ガスの排出要因を電気と燃料の使用で分けると、電気の使用によるものが27.9%を占め、残りの72.1%が灯油や重油、ガソリンといった燃料の使用によるものとなっています。

温室効果ガス排出割合



3. 組織別の排出状況

組織別の排出状況について、大きく事務部局と消防部局に分けると、事務部局が全体の49.4%、消防部局が50.6%と、両者ともほぼ等しい使用量であることがわかります。

組織別排出量及び排出割合

調査項目	温室効果ガス排出量 【単位：kg】		
	事務部局	消防部局	広域合計
ガソリン	17,099	82,486	99,585
灯油	498,847	110,188	609,035
軽油	886	65,529	66,415
重油	0	151,353	151,353
L P G	5,892	3,131	9,023
電気	118,888	243,275	362,163
合計	641,612	655,962	1,297,574
組織別割合(%)	49.4	50.6	100.0

4. 削減目標

本計画では、温室効果ガス排出量の94.9%を占める二酸化炭素の排出量削減に重点を置き、主な排出要因である電気及び燃料の使用について、数値目標を掲げて使用量削減のための取組を行うこととします。また、間接的ではありますが、地球温暖化防止につながる水道の使用抑制及びコピー用紙の使用量削減にも努めていきます。

削減目標は平成20年度実績を基準に、計画期間の最終年度である平成26年度の二酸化炭素排出量を、6%削減することを目指します。

基準年度（平成20年度）の排出量	：	1,297,574 kg
削減率（削減量）	：	6%（77,854 kg）
目標年度（平成26年度）における排出量	：	1,219,720 kg

第3章 具体的な取組

1. 財やサービスの使用に当たっての取組

(1) 用紙類の使用

- 両面印刷、両面コピーにより、紙使用量を削減する。また、大量に印刷する場合は印刷機を使用する。
- ミスコピー防止のため、コピー機使用前に設定内容を確認するとともに、使用後は必ずリセットボタンを押す。
- 使用済み封筒は所属間の連絡用などに再利用する。
- FAX送信票はできる限り省略する。
- 電子メールの活用により、ペーパーレス化を図る。
- アプリケーションソフト利用の際は、印刷プレビューを活用して無駄な用紙の出力をなくす。

(2) エネルギーの使用

- 昼休み、時間外勤務、晴天時には消灯を励行する。
- 定時退庁の一層の推進に伴い照明時間を縮減する。
- 使用していない機器等の電源をこまめに切る。(スイッチを入れた者は責任を持って切るように心がける。)
- 退庁時の電気製品の電源の切り忘れをなくす。
- 年末年始などの長期休暇時には、支障のない範囲で機器の主電源を切る。
- 空調設備の適切な温度設定を行う。(暖房20℃、冷房28℃を目安)
- ノーネクタイ(クールビズ)や重ね着(ウォームビズ)を励行する。

(3) 公用車の使用

- 急発進、急加速を控えるなどエコドライブの推進を行う。
- 緊急走行以外の運行においては、効率的な走行経路を選択し、可能な限り走行距離を少なくする。
- 近距離の用務には、徒歩や自転車を使用する。
- 荷物の積み降ろし時や待機時のエンジン停止(アイドリング・ストップ)、暖気運転の抑制を励行する。
- タイヤ空気圧調整等の適切な車両整備を行う。

(4) 水の使用

- 洗面や食器洗い等では、水の流しっぱなしを止め、節水に努める。
- トイレでは、2度流しをしないようにする。

2. 財やサービスの購入に当たっての取組

(1) 物品等の購入

- コピー用紙は古紙配合率の高い用紙を購入する。
- 簡易包装された商品や、詰替可能な製品及びリサイクル可能なものを優先的に購入する。
- トイレットペーパー及びティッシュペーパー等は再生紙が使用されているものを購入する。
- 事務用品等については、エコマーク、グリーンマーク等が表示された環境への負荷の少ない製品を購入する。
- 電気製品はエネルギー消費効率の高い省エネタイプの機器を購入する。
- 事務服や作業服は、再生繊維等が含まれている製品を購入することに努める。

3. 廃棄に当たっての取組

(1) 廃棄物の減量化（発生抑制）、リサイクル

- 適正な在庫管理、調整による物品の計画的な購入に努める。
- コピー機及びプリンターの使用済みトナーカートリッジは、業者による回収、資源化を要請する。
- シュレッダーの使用は取扱注意文書に可能な限り限定する。
- ビン、カン、ペットボトル、その他プラスチックの分別を徹底し、ゴミの減量とリサイクルを推進する。

第4章 推進と点検・評価体制

1. 推進体制

「大曲仙北広域市町村圏組合地球温暖化対策実行計画」の実効性を高めるため、「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を図ります。

(1) 推進本部

事務局長を本部長、管理課長を副本部長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織します。

推進本部は、計画の策定並びに実施状況の点検、評価、公表及び見直し等について必要な事項を協議します。

(2) 推進担当者

各所属に1名以上の「推進担当者」を置くこととします。推進担当者は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、その所属等の現状に配慮した取組を進めます。

(3) 事務局

推進のための事務局を管理課に置き、推進本部、推進担当者との連絡調整を図ります。

また、温室効果ガス排出量調査票の配布及び集計を行い、目標の達成に向けて取組を推進します。

2. 点検・評価体制

推進担当者は、各所属における実行計画に基づく取組の実施状況の把握に努め、燃料の使用量とともに事務局に報告します。報告は別添様式1の「温室効果ガス排出量調査票」の提出により行います。

事務局は推進担当者から提出された調査票を取りまとめ、各所属における全体的な進捗状況を把握し、推進本部において年1回の点検評価を行います。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び毎年度の温室効果ガス排出量については、年1回ホームページ等により公表します。

(様 式 1)

温室効果ガス排出量調査票

平成 年度

所属名

	ガソリン (L)	灯油 (L)	軽油 (L)	重油 (L)	LPG (m3)	電気 (kWh)
4 月						
5 月						
6 月						
7 月						
8 月						
9 月						
10月						
11月						
12月						
1 月						
2 月						
3 月						
合計(A)						
排出係数(B)						
CO2排出量(kg) (A) * (B)						

- (注) 1. 使用量の入力に際しては、小数点以下を切り捨てた値を入力すること。
2. 建物を他の地方公共団体と分割して使用している場合は、人数割、面積割等による按分のもとに推計し入力すること。
3. 災害発生時及びこれに付随したやむを得ない場合に使用した燃料及び電気料については、把握できる範囲で対象から除外する。
4. 公用車の燃料に関しては、リース業者や職員の自動車を借り上げて公用として使用した分も算定の対象とする。

(参考)

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第百十七号）

最終改正：平成二〇年六月一三日法律第六七号

第四章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらか

じめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
- 11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。